

3月12日割賦販売小委員会（発言メモ）

池本誠司

1.（2頁：リスクベースアプローチ）

- ・「少額・低リスクサービスは、過剰与信等により支払いが困難な債務を負担するリスクが低い」との記述。
 - キャッシュレス決済が拡大する中で、前払い決済・即時払い決済と比較して、後払い決済は、当面の資金がない消費者がボーナス払いや毎月の給料等をあてにしてクレジット決済の利用に至る誘引性が強い。
 - 1枚のクレジット決済だけを前提としてみると、比較的少額な決済額であるから多重債務に直結するリスクは低いようにもみえる。
 - しかし、キャッシュレス決済の拡大により多種多様なクレジットカードが大量に発行されている現状とさらに新規参入が加速する状況においては、信用情報の照会義務や登録義務を課さないとすると、複数の少額クレジットカードを次々と作り、様々な商品購入・サービス提供契約について後払いを利用する行動を加速することとなり、多重債務に転落するおそれがある。
 - 特に、後払いを必要とする低所得の消費者にとっては、支払い時期にその財源が準備できないときは、別途借り入れを起こすなどして債務負担が一層増大することにつながるのではないか。
 - 多重債務防止の議論は、1社ごとの与信額だけでなく、複数の与信業者の合計額の問題である。

2.（15頁：論点3）少額・低リスクなサービスについて、

- ・少額・低リスクなサービスについては、「支払いが過度に困難な債務を負うことは通常想定しにくい」から、「支払可能見込額調査及び指定信用情報機関の信用情報の使用の義務を一律に課す必要はないのではないか。」との記述。
 - 少額・低リスクサービスについて支払可能見込額の調査義務を免除することは、現行法でも極度額30万円以下のカード発行についてすでに認めている。
 - 他社のクレジット債務について既に延滞が発生している消費者に対して、さらに与信する場合は、10万円以下の与信であっても支払いが困難な債務を負うことになるのではないか。

○信用情報の照会義務を除外することは、多重債務防止のために信用情報機関を設けたこれまでの制度枠組みを否定するものであり、反対である。

- ・「指定信用情報機関への信用情報の登録義務については、そのコストと費用対効果に鑑み、少額・低リスクサービスにおける少額決済の情報までは登録を要しないことについて」

○クレジット決済を中心とするキャッシングレス決済の利用を20%から40%へと倍増させようとする政策方針と、新規参入業者が大幅に増加することが想定されている状況の中で、信用情報の登録義務を課さないとすることは、1社ごとの与信額は少額であっても、各社の合計額では多重債務になることが防止できないのではないか。

○即時払いや前払いと後払い決済とを比較すると、本質的に誘引力に大きな格差がある一方で、多重債務につながる可能性の有無が異なるのであるから、信用情報の照会コストを切り捨てて同一競争条件とする発想は止めるべきである。

3. (16頁：少額・低リスクサービスにおける指定信用情報機関の使用)

- ・「少額・低リスクであるとともに、取引履歴等のビッグデータに基づく与信審査など各社毎の与信審査が行われていることを踏まえ、一律の支払可能見込額調査及び指定信用情報機関による信用情報の使用義務を課さない。」と記述。

○しかし、「各社毎の与信審査が行われている」とは現行法の義務付けの下で与信審査が行われている事実を指すに過ぎないのではないか。

○調査義務を課さないこととした後に、今後参入する事業者を含めて必ず適切な与信審査が行われる保障があるのか。

4. (7頁：論点4) リスクベースアプローチとセーフティーネット

- ・「少額・低リスクサービスに対してリスクベースアプローチを適用する場合、消費者トラブルや法令違反を防ぐためのセーフティーネットの措置を検討することについて」、「執行強化」「事後規制のあり方」「新成年への対応の充実」が掲げられている。

○しかし、支払可能見込額調査も信用情報粗油解義務を課さないとしながら、「執行強化」とは何をどうするのか何ら具体案が提示されていない。

- Regtech は、規制対応の自動化という程度の意味にとどまり、与信審査において具体的にどのようにして実行的な監督をするのか示されていない。
- SupTech は、AI を活用した監視という程度の意味にとどまり、過剰与信の監視方法に関して具体案は示されていない。
- 執行強化の具体案が提示されなければ、画一的な規制を柔軟化して良いかどうかを判断できないのではないか。
- 本日の小委員会の議論だけで方向性を決定することは無理があるのではないか。

5. (10 頁 : 技術やデータを活用した与信審査)

- ・カード会社は、過去の取引データやノウハウをもとに、「精緻なスコアリングを実施している」、「技術・データを活用することにより消費者保護を精緻化させる好循環を生み出すことができる」と記述。
 - しかし、各社が多様な与信審査モデルを構築しているというが、その与信審査が適正に運用されているか否かは、誰がどのような判断基準によって監視するのか。客観的に検証可能な判断基準を設定するのか。

6. (13 頁 : 支払可能見込額調査と技術やデータを活用した与信審査の比較)

- ・「貸し倒れを出すことは直接的に P/L へ影響するため事業構造上過剰な与信は起こりにくい。」との記述。
 - 平成 20 年改正前の割販法 38 条の過剰与信防止努力義務の時代に、貸し倒れを出すことは与信事業者の経営上マイナスとなるから、各社が当然に過剰与信を防止するという前提で議論されていたが、努力義務では多重債務が防止できなかったことの反省を無視した見解ではないか。
 - 画一的な支払可能見込額調査の方法に限定するか他の方法を許容するかという論点と、「過剰な与信は起こりにくい」という基本認識とは、全く別次元の問題であり、多重債務防止に関する根本的な認識に誤りがあるのではないか。

7. (14 頁 : 技術・データを活用した消費者保護の精緻化)

- ・論点 1 として、(少額・低リスク以外のサービスの場合) 「技術・データを活用した与信審査の適正さを誰が監視するか」について

○支払可能見込額調査に代替するに値する適正な与信審査方法を採用していることを立入検査や事業者からの報告により確認しなければ、その与信審査の適正さを検証できないのではないか。

- ・論点2として、性能規定の妥当性を評価する基準について、「延滞率・貸倒率を一定の水準・範囲とすること」と記述。

○過剰与信防止の観点から、「過去の自社実績・業界平均等を踏まえつつ、延滞率・貸倒率を一定水準とすること」を提起している。

○過剰与信防止の実効性を確保するために、客観的に判定可能な延滞率等の基準を設定して、その持効性を確保するためには、社会に公表することが必要ではないか。

8. 今後の進行について

○本日は与信審査の規制緩和を検討しているが、今後的小委員会の審議予定はどうのように想定しているのか。

○本小委員会は過剰与信防止措置の緩和という消費者に重要な利害関係がある課題を審議しているのに、消費者団体関係者や相談員団体関係者が委員に参加していない。そうであれば、最終結論を取りまとめる前に、パブリックコメントを実施するなど、消費者側の意見を確認する必要があるのではないか。